

秋田市告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和7年11月5日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人河辺 ふくし会	河辺荘通所 介護事業所	秋田市河辺大張野字 水口沢216番地	令和7年10月31日	通所介護